

議案第1号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成20年1月18日

鳥取県教育委員会教育長 中永廣樹

(別紙)

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成20年1月18日

鳥取県教育委員会  
委員長 山田修平

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく下記の無形民俗文化財の指定について

**無形民俗文化財 賀露神社春季祭礼行事（鳥取市）**

毎年4月28・29日に鳥取市賀露町の賀露神社を中心に行われる春季祭礼行事。神輿ほかの海上渡御かいしやうどぎまを行う神幸行列が繰り出される大祭と、神社における神事、麒麟獅子舞の奉納・門付けのみを行う例祭が1年ごとに行われる。漁業の町らしく、船で海上渡御を行うこと、神幸行列や「もみ火の神事」の担い手に年齢階梯制や通過儀礼としての位置付けが、今なお色濃く見られるなど、生活文化の特色を示す貴重な無形民俗文化財といえる。

- 2 鳥取県文化財保護条例第31条第1項の規定に基づく下記の天然記念物の指定解除について

**天然記念物 渡町西東のゴヨウマツ（境港市）**

境港市渡町の旧家に植えられているゴヨウマツの巨木。樹高5.5m、胸高直径約1m、枝張りの周囲は42mを測り、地方における名木として、昭和45年2月20日に鳥取県天然記念物として指定。

平成19年度に松くい虫による被害を受け、枯死したため指定解除を行うもの。

**【参考】**

鳥取県文化財保護条例第20条第6項の規定に基づいて下記の無形文化財の指定解除及び保持者認定解除の告示を行う。

**無形文化財 「蒔絵」 保持者 田中正輝（鳥取市）**

伝統的な蒔絵技法の長年の研鑽と継承を通して、工芸としての蒔絵の伝承に貢献されており、平成17年11月29日に鳥取県無形文化財として指定し、保持者認定したものの。

平成19年11月に、保持者である田中正輝氏が亡くなられたことに伴い、保持者の認定を解除するとともに、後継者も見当たらないことから、蒔絵の指定解除の告示を行う。



賀露神社春季祭礼行事 「もみ火の神事」



賀露神社春季祭礼行事 「海上渡御」



田中正輝氏作品



渡町西東のゴヨウマツ枯死状況